

各局区長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長
(財政部財政課)

令和 4 年度当初予算編成方針について (通知)

令和 4 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

6 月 18 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(「骨太の方針 2021」)において、世界経済は、単なる景気回復に留まらず、カーボンニュートラルの実現やデジタル化の進展など、経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化が生じているとしている。また、国内においても、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中の変化の兆しなど、未来に向けた変化が大きく動き始め、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスが到来しているとしている。

こうした内外の変化を捉え、ポストコロナの持続的な成長を生み出す 4 つの原動力「グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策」を重点的に促進するとともに、人材育成、働き方改革、セーフティネットの強化、強靱なサプライチェーンの構築など成長を支える基盤づくりを進め、誰一人として取り残されない包摂的な社会を構築していくとしている。

一方、「経済あつての財政」との考え方の下、デフレ脱却・経済再生に取り組むとともに、財政健全化に向けしっかりと取り組むとしている。あわせて、社会保障改革を引き続き推進し、社会保障の持続可能性を確保するとともに、感染症で顕在化した課題である、緊急時にも柔軟に対応できる医療提供体制の構築、国・地方の役割分担の見直しを含め、経済・財政の一体的な改革を引き続き推進するとしている。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」(6 月 18 日閣議決定)を策定し、地方への移住やテレワークなど、国民の意識・行動の変化を踏まえ、訪れたい・住み続けたいと思えるような魅力的な地域を実現していくとしている。この実現に向け、新たに、3 つの視点(ヒューマン、デジタル、グリーン)を重点に捉え、地方創生の取組のバージョンアップを図りつつ、政策指標をしっかりと立て、総合的に推進するとしている。

7 月 7 日の閣議において、財務大臣は「令和 4 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を示したが、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

具体的には、社会保障費の高齢化等に伴う増加額として 6,600 億円を見込む中、公

共事業、教育、防衛など裁量的経費の要求で前年度当初予算額から1割の削減を義務付けている。一方では、「新たな成長推進枠」を設け、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めている。

しかしながら、国の予算編成の動向は不透明であり、地方の創生に向けた取組をはじめ、地方交付税、社会保障制度、税制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

2 本市の財政状況

令和2年度一般会計決算では、財政の硬直度を示す経常収支比率は、対前年度0.1ポイント減の94.6%となったが、依然として高い水準にあり、今後の新たな財政需要への対応が困難になるおそれがある。また、一般会計の市債残高は、臨時財政対策債の増加などにより、約4,777億円となり、直近5年間で約295億円増加している。今後の公債費負担の増加に対処するには、引き続き市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

令和3年度の当初予算編成では、第3次行財政改革推進大綱やアセットマネジメント基本方針に基づく取組を予算に反映し、本市の最重要課題である第3次総合計画の「5大構想」を着実に推進する取組や「新たな日常」に対応した社会の実現に向けた取組、国土強靱化を強力に推進する取組に予算を重点配分するなど、経費の節減と事業の優先化を徹底したが、なお55億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。また、当初予算編成時に見直した財政の中期見通しでは、令和4年度以降は、76億円から84億円の大幅な財源不足が発生し、厳しい財政状況が続く見込みとなっている。

令和4年度予算編成に当たっては、歳入においては、依然として、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあり、歳出においては、引き続き自立支援給付費や介護保険事業会計繰出金などの社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれ、財政運営は厳しい状況である。

このため、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、既存事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルドによる歳出の徹底した見直しにより、予算の重点化を図る必要がある。

3 令和4年度予算編成方針

(1) 基本方針

令和4年度は、第3次総合計画の最終年度として、今までの取組の集大成を図るとともに、第4次総合計画への橋渡しとなる重要な年度である。このため、第3次総合計画のまちづくりの目標である「世界に輝く静岡」の実現に向けて、5大構想や地方創生の推進に資する事業を強力かつ円滑に推進していく。また、新型コロナウイルス感染症から市民の命と暮らしを守るため、引き続き、感染拡大防止や経済回復に全力を尽くしていく必要がある。そのためには、財政規律を堅持しながら、第3次行財政改革後期実施計画やアセットマネジメントアクションプラン(第1次)を確実に予算に反映させるとともに、SDGsの中長期的な視点を活用して取り組まなければならない。以上のことを踏まえ、次に掲げる基本方針のもと予算編成を行うものとし、本市に暮らす人、本市を訪れる人の「安心感」と「満足感」を高めることで、世界水準の都市づくりを大胆かつ着実に進め、世界に「存在感」を示すこ

とのできる活力ある都市を目指していく。

なお、これらのことを達成するため、各局は独自性を発揮した政策形成や情報発信を行えるよう、創意工夫のもと予算要求を行うこととする。また、厳しい財政状況が続く中、新たな行政需要に対応するため、単独の局・部・課で解決できない課題については、局内はもとより局を越えた横断的な連携をより一層図り、適切な役割分担により予算要求を行うこととする。

① 「世界に輝く静岡」の実現に向け、第3次総合計画の総仕上げ

第3次総合計画のまちづくりの目標である「世界に輝く静岡」の実現に向けて、「静岡市重点政策 2022」に位置づけられた「5大構想」と「地方創生の推進」については最優先に取り組むとともに、近年の激甚化・頻発化する災害への対応として、防災・減災、国土強靱化の取組を推進する。

ア 5大構想

本市の最重要課題である「5大構想」をSDGsの視点を踏まえながら実現するための取組

《世界に存在感を示す3つの都心づくり》

- ・歴史文化の拠点づくり（静岡都心）
- ・海洋文化の拠点づくり（清水都心）
- ・教育文化の拠点づくり（草薙・東静岡副都心）

《生活の質を高める2つの仕組みづくり》

- ・「健康長寿のまち」の推進
- ・「まちは劇場」の推進

イ 地方創生の推進

将来にわたって持続可能で賑わいのあるまちを実現するための取組

- ・人口活力の維持
- ・デジタル化の加速
- ・グリーン社会の実現

ウ 防災・減災、国土強靱化

「静岡市国土強靱化地域計画」に基づく強靱な地域づくりを推進するための取組

② 感染防止対策の徹底と経済回復の実現

感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、感染拡大防止や事業の継続、雇用の確保、生活の下支え等の「2つのLife」を守るための対策を講じていく。

ア 感染拡大防止 ～Life（いのち）を守ろう～

イ 地域経済の活性化 ～Life（くらし）を取り戻そう～

③ 第3次行財政改革後期実施計画の確実な実施

選択と集中による事業の見直しを行い、自主財源の確保や民間資金の活用を図るため、第3次行財政改革推進大綱に基づく後期実施計画（令和元年度～令和4年度）を確実に予算に反映させる。

④ アセットマネジメントアクションプラン（第1次）の着実な推進

総合計画と財政計画と連動した実効性のあるアセットマネジメントを着実に推進するため、「静岡市アセットマネジメントアクションプラン（第1次）」（平成29年度～令和4年度）に基づき、総資産量の適正化や施設の長寿命化などに着実に取り組んでいく。

⑤ 国の交付金等や企業版ふるさと納税、有利な市債の積極的な活用

骨太の方針 2021等を踏まえ、グリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方創り、少子化対策等の取組に対する国の補助金・交付金等や企業版ふるさと納税を積極的に活用するとともに、公共施設等適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債など財政上有利な市債を積極的・効果的に活用する。

⑥ 市債残高の適正管理

弾力的な財政運営を維持・継続するため、市債の発行をコントロールすることなどにより、市債残高を適正に管理する。

⑦ 国の補正予算が編成された場合への対応

今後、国の動向を注視し、令和3年度補正予算の編成の動きがあった場合には、速やかに、令和4年度当初予算からの前倒しなどが行えるよう体制を整えておくこと。

(2) 具体的な取組

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

<全般的事項>

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 市民目線に立ち、社会情勢の変化やICTの技術革新等を考慮の上、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。
- ③ 要求する事業、特に政策的経費は、将来の目指す姿から逆算して現在取り組むべきものとし、現状・課題、目的、事業内容、費用対効果及び効果検証の方法などを整理した上で要求すること。
- ④ 第3次総合計画のハード事業は、企画局の内示における指示事項を踏まえて要求すること。なお、重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものは、

完了済のものを要求すること。

- ⑤ 令和3年度当初予算編成時に課題が示されている事業は、事前に対応状況を整理した上で要求すること。
- ⑥ 市長ヒアリングにおいて示された課題については、11月末までに解決すること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい一方、引き続き自立支援給付費や介護保険事業会計繰出金などの社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれること、長時間労働の是正、仕事量の削減など働き方改革を推進していく必要があることから、新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルド方式により要求すること。また、事業効果が検証できる成果指標（具体的な数値目標）と事業期間（終期）を予め示した上で要求すること。
- ⑧ 「静岡市重点政策 2022」に資する事業（ソフト事業）は、企画局（企画課）より示された方針に沿って、第3次総合計画及び総合戦略の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求すること。
- ⑨ 第3次行財政改革後期実施計画に基づく取組の実施による効果額や、総務局（総務課）が実施する静岡型行政評価制度（事務事業評価第2次評価及び施策評価第2次評価）による評価結果については、予算要求に確実に反映すること。
- ⑩ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られない見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。
- ⑪ 国県補助金等を財源に実施している事業は国の動向に注視し、制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。
- ⑫ アセットマネジメントの対象となる公共建築物の大規模改修・修繕、建替え等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

② 使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。使用料の見直しについては、「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づき適宜見直しを行うこと。

なお、料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額（増収分）について別の事業要求を認める。

③ 未利用財産の処分

未利用財産については、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を図ること。

④ 新たな財源確保

広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源確保を行う場合については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

なお、企業版ふるさと納税を新たな財源として事業を実施する場合は、その収入相当額の2倍の事業費の要求を認める。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

下記②アに取り組む財源を確保するため、枠配分経費は、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額（令和3年度当初予算一般財源から、枠配分経費（財政課が指定した事業に係る経費は除く。）に係る一般財源額の1%相当額を減じた額）を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

イ 人件費（会計年度任用職員を除く）

静岡市職員適正配置計画に基づき、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するといったシェイプアップの視点を重視して、定員の適正化を図るとともに、総人件費の抑制に努め、必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。

なお、市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

エ 会計年度任用職員に係る経費（枠配分対象外）について

会計年度任用職員に係る給料・報酬等については、総務局（総務課）からの内示を踏まえて要求すること。

② 政策的経費

ア 重点政策

企画局（企画課）から内示を受けた事業については、成果指標や KPI（重要業績評価指標）と事業期間（終期）を明確に設定した上で、内示における指示事項を踏まえて要求すること。

また、重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものや企画課との協議が必要なものは、完了済のものを要求するとともに、令和3年度補正予算編成時に課題が示されている事業は、事前に進捗状況や効果検証などを整理した上で要求すること。

なお、局ごとに別途財政課が示す一般財源額（令和3年度当初予算一般財源から、重点政策の既存ソフト事業（財政課が指定した事業に係る経費は除く。）に係る一般財源額の5%相当額を減じた額）を上限として要求すること。

イ 投資的経費

（ア）第3次総合計画に基づく事業

企画局（企画課）が内示する金額を上限として、内示における指示事項を踏まえて要求すること。なお、重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものや企画課との協議が必要なものは、完了済のものを要求すること。

a 補助・直轄事業については、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。

なお、令和4年度の補助要望を行う場合は、必ず財政課と事前協議のうえ、合議をすること。

b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで要求すること。

c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し等により財源を生み出すこと。

（イ）臨時の事業

事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。なお、要求額については、局ごとの一般財源ベースで前年度を超えない範囲とすること。

（ウ）その他の事業（総事業費 50,000 千円未満の事業）

局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

（エ）災害復旧費

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること

（オ）（ア）、（イ）、（ウ）の事業については、各局において事業ごとに優先順位を付して要求すること。

（カ）「公共事業の品質向上とコスト削減の取組」の内容を予算に反映させること。

（キ）用地取得費（補助事業で行う用地費を除く。）は、土地取得等検討委員会で承認されたもの以外は要求できないので注意すること。

（ク）アセットマネジメント対象施設の大規模修繕・建替等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求する。

ウ 繰出金

特別会計及び企業会計への繰出金は、事前に財政課と協議を行った上、十分精査し、必要額を要求すること。

エ 出資金、貸付金、積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

オ 事業費変動経費

事業費変動経費は、毎年実施する維持管理的な事業で、事業内容がほとんど変化しないが、事業費の増減が年度間で著しく大きな事業、事業費が安定していない事業、期間限定の事業、財政課で査定する必要がある事業などで、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

なお、要求額については、原則、前年度の一般財源額を超えない範囲で要求すること。

カ その他の政策的経費

上記ア～オ、下記キ、ク以外のその他の経費（新規事業の創設、既存事業の拡充を含む。）は、厳しい財政状況と時代の変化を踏まえ、必要性や市の役割、費用対効果などを十分検証し、局内の既存事務事業（枠配分経費を含む。）の再編・整理、廃止、縮小及び統合等の見直しをした上で、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

キ 補助金、負担金

内容、金額を精査し、必要額を局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

ク 臨時経費

（ア）感染症対策経費

「感染防止対策の徹底と経済回復の実現」（上記3（1）②）に資する事業で、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

（イ）その他臨時経費

他の編成区分で予算化できない単年度の臨時経費（法令で実施義務があるもの、実施しなければ行政運営上支障が出るものなど必ず実施する必要がある事業で、概ね100万円以上の事業費のもの）で、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

なお、要求額については、局ごとに、前年度の一般財源額を超えない範囲で要求すること。

ケ 施設修繕等経費

施設の長寿命化など将来の財政負担軽減効果が期待できる取組などで、局ご

とに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

③ 局裁量予算について

政策的経費のうち、投資的経費のその他の事業（総事業費 5,000 万円未満）（上記②イ（ウ））、その他政策的経費（上記②カ）、補助金、負担金（上記②キ）、施設修繕等経費（上記②ケ）、は、局裁量予算とし、各局の裁量と責任で予算編成を行う。

なお、局裁量予算の一般財源額は、局裁量予算内の各経費区分間で調整することができる。

④ 経常的経費と政策的経費の各経費区分間の調整について

経常的経費の枠配分経費（上記①ア）、政策的経費の重点政策（上記②ア）及び局裁量予算（上記③）の一般財源額は、これらの合計額の範囲内で調整して要求することができる。

なお、重点政策（上記②ア）のうち新規事業及び既存事業の拡充のソフト事業の財源とするため、経常的経費の枠配分経費（上記①ア）の令和 3 年度当初予算一般財源額を基に算出した 1%相当額、政策的経費のうち重点政策（上記②ア）のうち既存ソフト事業の令和 3 年度当初予算一般財源額を基に算出した 5%相当額、及びその他政策的経費（上記②カ）の令和 3 年度当初予算一般財源額を基に算出した 5%相当額、合わせて約 1.7 億円を減額して、局ごとに一般財源額を示すことから、各局は、スクラップアンドビルドによる歳出全体の徹底した見直しを行い、選択と集中によるメリハリのついた予算を調整する必要がある。

ただし、政策的経費の重点政策（上記②ア）の一般財源を経常的経費の枠配分経費（上記①ア）及び局裁量予算（上記③）に移行させることはできない。

（3）特別会計・企業会計

① 特別会計及び企業会計についても、上記（2）に準じて具体的な取組を進めること。

② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金の減額を図り要求すること。

（4）その他の留意事項等

① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。

② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、総務局（総務課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。

③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。